

○ 基本診療料

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1
- ・ 初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・ 歯科外来診療感染対策加算 2
- ・ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・ 一般病棟入院基本料 急性期病院 A 一般入院料
- ・ 療養病棟入院基本料 療養病棟入院料 1
 - 経腸栄養管理加算
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 診療録管理体制加算 1
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1 （ 1 5 対 1 補助体制加算）
- ・ 急性期看護補助体制加算 （ 2 5 対 1 （看護補助者 5 割以上））
 - 夜間看護体制加算
 - 看護補助体制充実加算 1
 - 夜間急性期看護補助体制加算（夜間 1 0 0 対 1）
- ・ 看護職員夜間配置加算 1 （ 1 2 対 1）
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 療養病棟療養環境加算 1
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算 1
 - 医療安全対策地域連携加算 1

○ 特掲診療料

- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 喘息治療管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料イ・ロ・ハ
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 地域連携小児夜間・休日診療料の注 2、地域連携夜間・休日診療料の注 2 及び救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリージム実施体制加算
- ・ 救急外来医学管理料 1 及び同注 3 に規定する救急外来緊急検査対応加算 1
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2
- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 口腔機能実地指導料
- ・ 救急患者連携搬送料 1
- ・ 在宅療養後方支援病院
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
- ・ B R C A 1／2 遺伝子検査
 - 血液を検体とするもの
 - 腫瘍細胞を検体とするもの
- ・ H P V 核酸検出及び H P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・ 検体検査管理加算（Ⅰ）,（Ⅳ）
- ・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ 神経学的検査
- ・ 小児食物アレルギー負荷検査
- ・ C T 透視下気管支鏡検査加算
- ・ C T 撮影及び M R I 撮影
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
 - 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
 - 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
 - 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
 - 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の休日加算 1
- ・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の時間外加算 1
- ・ 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則の 5 に掲げる処置の深夜加算 1
- ・ 人工腎臓
- ・ 導入期加算 1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
 - 透析液水質確保加算
 - 慢性維持透析濾過加算
- ・ 腎代替療法診療体制充実加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ C A D／C A M 冠及び C A D／C A M インレー
- ・ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ 緊急穿頭血腫除去術
- ・ 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・ 乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・ 心腫瘍摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）、心腔内粘液腫摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの））に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
 - 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの
 - エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの
 - アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの

- ・ 感染対策向上加算 1
 - 指導強化加算
 - 微生物学的検査体制加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 報告書管理体制加算
- ・ 呼吸ケアチーム加算
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 3
- ・ データ提出加算 2 イ（医療法上の許可病床が 2 0 0 床以上）
- ・ データ提出加算 4 イ（医療法上の許可病床が 2 0 0 床以上）
- ・ 入退院支援加算 1
 - 入院時支援加算
 - 地域連携診療計画加算
- ・ 認知症ケア加算 2
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 精神疾患診療体制加算
- ・ 地域医療体制確保加算 1
- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ 特定集中治療室管理料 1
 - 早期離床・リハビリテーション加算
 - 早期栄養介入管理加算
- ・ ハイケアユニット入院医療管理料 1
 - 早期離床・リハビリテーション加算
 - 早期栄養介入管理加算

- ・ 胸腔鏡下弁形成術
- ・ 胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 胸腔鏡下弁置換術
- ・ 弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）
- ・ 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- ・ 経皮的僧帽弁クリップ術
- ・ 経皮的三尖弁クリップ術
- ・ 不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- ・ 不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・ 経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・ 両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）
- ・ 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・ 植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
- ・ 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は胸骨下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- ・ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
- ・ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・ 大動脈バルーンパンピング法（Ⅰ A B P 法）
- ・ 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・ 補助人工心臓
- ・ 経皮的下肢動脈形成術
- ・ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・ 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・ 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・ 腹腔鏡下肝切除術
- ・ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・ 体外式膜型人工肺管理料
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の休日加算 1
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の時間外加算 1
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の深夜加算 1
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造設術）
- ・ 再製造単回使用医療機器使用加算
- ・ 輸血管理料Ⅱ
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ 麻酔管理料Ⅰ
- ・ 麻酔管理料Ⅱ
- ・ 保険医療機関間の連携による病理診断（送信側）
- ・ 病理診断管理加算 2
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 口腔病理診断管理加算 2
- ・ 看護職員処遇改善評価料 4 5
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・ 入院ベースアップ評価料 1 1 4

○ その他の届出

- ・ 酸素の購入単価
 - C E：0. 1 8 円
 - 小型ボンベ：1. 7 3 円

○ 入院時食事療養

- ・ 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）